

## 令和5年度の成果目標について

計画の策定に当たり、国から示された、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第5期計画までの進捗状況や函館市の障がい福祉サービスの利用状況と利用意向調査の結果等から地域の実情を踏まえ、令和5年度を目標年度とする数値目標を設定しました。

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### (1) 地域生活移行者数

令和元年度末時点における福祉施設の入所者数は、536人です。

本市では、国が示した値（地域生活移行者6%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の3.6%、19人が地域生活へ移行することを目標としました。

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 地域生活移行者数 B	19人 3.6%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$ )

#### ・第5期計画における進捗状況

区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計 (4年間)	目標値
				見込み(※1)		
移行者数	2人	2人	1人	2人	7人	32人
基準日全入所者数との比率	0.36%	0.36%	0.18%	0.36%	1.25%	5.7%
全国比率(※2)	1.23%	1.19%	1.29%	1.35%	5.06%	9.0%

※1 令和2年度の見込み数：平成29年度から平成31年度までの移行者数の平均値

※2 全国比率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和元年以降は推計値）

#### ◎ 目標値設定の根拠

- 本市の過去4年の地域生活移行者率の実績は1.25%となると見込まれ、単年度に引き直すと0.3%となると見込まれる。
- 現在のところ実績は無いが、平成30年度から開始している「自立生活援助」により、施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行希望者を支援することで、地域移行者数を増加が見込まれる。
- 地域で障がい児・者やその家族が安心して生活するための「地域生活支援拠点等」である基幹相談支援センター（ぱすてる）のニーズが高まっている。

上記を踏まえ、年間移行者数を、国が示した基本指針と本市の実情とを鑑み、中間値の3.6%を数値目標とした。

## (2) 減少見込入所者数

本市では、国が示した値（入所者数の1.6%以上を削減）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約1.6%、9人が地域生活へ移行することを目標とします。

### ・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 減少見込み入所者数 B	9人 1.6%	上記のうち、令和2年度末時点の施設入所者数の見込みおよび減少数見込み（割合は、 $B \div A$ ）

### ・第5期計画における進捗状況

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	
				見込み(※)	目標値
年度末現在の 全入所者数 C	548人	543人	537人	531人	550人
減少数 D	13人	18人	24人	30人	11人
比率 $D \div A$	2.3%	3.2%	3.9%	5.3%	2.0%
全国比率	0.4%	0.4%	0.4%	1.6%	2.0%

※ 令和2年度の見込み数：直近2年の減少者数の平均値

## ◎ 目標値設定の根拠

- 入院や死亡による退所者が一定程度いるが、施設入所が必要な待機者が新たに入所するため、施設入所者数の減少がなかなか進まない中、目標値を超える人数が減少した。

上記を踏まえ、令和5年度末までの減少見込入所者数を、国の示した基本指針から減少させる理由が無い場合、国の基本指針と同じく1.6%とした。

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年4月1日から、函館市、北斗市、七飯町の2市1町共同で、基幹相談支援センター（ばすてる）に、コーディネーター1名を配置して、函館圏域地域生活支援拠点として面的整備をしています。

地域のニーズ・課題に応えるため、函館地域障害者自立支援協議会に報告等を行い、年1回以上運用状況を検証および検討します。

### 3 福祉施設の入所者の地域生活への移行等

#### (1) 一般就労移行者数

本市では、国が示した値（令和5年度の年間就労移行者数が令和2年度実績の1.27倍）に合わせ、令和5年度中に令和2年度実績の約1.27倍の72人が、一般就労に移行することを目標とします。

#### ・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数(見込) A	57人	北海道調査における函館市の一般就労移行者数から推計した人数
【令和5年度末目標値】 目標年度の年間一般就労移行者数 B	72人 1.27倍	令和5年度において福祉施設を退所し一般就労する者の数(倍率は、 $B \div A$ )
Bのうち就労移行支援事業を通じて移行した者の数	36人 1.30倍	令和元年度中の推計移行者数は、令和元年度一般就労移行者数に平成28年度から平成30年度までの各事業の構成比の平均値を乗じて得た数
Bのうち就労継続支援A型事業を通じて移行した者の数	8人 1.26倍	
Bのうち就労継続支援B型事業を通じて移行した者の数	28人 1.23倍	

#### ・第5期計画における進捗状況

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	目標値
					見込み(※1)	
年間一般就労移行者数 C	43人	43人	50人	57人	64人	65人
倍率 $C \div A$	1.0倍	1.0倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍	1.5倍
全国の倍率(※3)	1.0倍	1.1倍	1.2倍	1.2倍	1.3倍	1.5倍

※1 令和2年度の見込み数：(令和元年度移行者数57人)×平均増加率(1.12)≒64人

※2 全国の倍率は「成果目標に関する参考資料」(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成)から抜粋(令和元年以降は推計値)

#### ◎ 目標値設定の根拠

- 各事業所において、利用者の障がいの状況等を踏まえ、就労に向けて事業所それぞれの特色を生かした様々な支援を行っている。
- 「道南しょうがい者就業・生活支援センター(すてっぷ)」のサポートやハローワークの障がい者職業紹介等が支援を行っている。
- 本市における一般就労移行者数は、第5期計画においては目標値(1.5倍)に届かないものと見込まれるが、障がい福祉サービス事業者に関する調査結果においては順調に推移している。

上記を踏まえ、令和5年度中の一般就労移行者数を、国の示した基本指針から減少させる理由が無いと見込まれるため、国の基本指針と同じく令和元年実績の1.27%を目標とした。また、この際、いずれの事業を通じて一般就労に移行するかについても、国の基本指針と同じく就労移行支援事業は1.30倍、就労継続支援A型事業は1.26倍、就労継続支援B型事業は1.23倍を目標とした。

(2) 就労定着支援事業の利用者の割合

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。以下同じ。）に係る目標として、を設定することとします。

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の割合の目標値については、新規の事項であるため、国の基本指針と同じ7割を目標とします。

・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
令和5年度の 年間一般就労移行者数(推計) A	72人	令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者の数
【令和5年度末目標値】 就労定着支援事業利用者数 B	50人	就労移行支援事業等を通じて 一般就労に移行する者 (割合は、 $B \div A$ )
	7割	

(3) 就労定着支援事業の就労定着率

さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上である事業所の割合に係る目標値を設定することとします。

目標値については、新規の事項であるため、国の基本指針と同じ7割を目標とします。

・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
令和5年度の 就労定着支援事業所数(推計) A	3か所	障がい福祉サービス事業者に関する調査結果から推計
【令和5年度末目標値】 就業定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の数 B	2か所	割合は、 $B \div A$
	7割	

#### 4 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

---

保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係機関が連携を図るため，本市，北斗市，七飯町の2市1町で共同設置している函館地域障害者自立支援協議会を協議の場として維持しつつ，国の基本指針に従って，令和5年度までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

#### 5 相談支援体制の充実・強化等

---

相談支援体制を充実・強化するため，国の指針に従って，令和5年度末までに，総合的・専門的相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

その実施に当たっては，基幹相談支援センター等の中核的機能を有する事業所が担うことを2市1町の函館圏域（本市，北斗市，七飯町）において検討します。

#### 6 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

---

利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため，国の基本指針に従って，令和5年度末までに，障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。

体制の構築に当たっては，市職員が障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い，障がい福祉サービス等の利用状況を把握し，障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていきます。